



1 令和8年度牧草・飼料作物モニタリング検査について

当管内で生産される令和8年度牧草・飼料作物は、下表の作物区分・利用区分ごとにモニタリング検査を実施します。

作物区分	利用区分	主な種類	対象	検査点数	判断方法	
永年生牧草 (新規利用)	青刈利用 サレヅ・乾草利用	オーチャートグラス、升シ、 リードカリグラス、	新たに除染が完了 したほ場	農家(ほ場) ごと	個別判断	
永年生牧草 (確認検査)	青刈利用 サレヅ・乾草利用	イネアライグマ(自然下種 による経年利用)等	個別判断で利用解 除済みのほ場			
単 年 生 飼 料 作 物	イネ科長大作物	—	飼料用トウモロコシ、ソルガム類	該当作物の作付が ある市町村	1市町村あた り原則3点	地域判断
	イネ科飼料作物	青刈利用 サレヅ・乾草利用	イネアライグマ、ライ麦、 ヒエ、ヒ等			
	稲発酵粗飼料	—	—			
	粃米サイレーシ	—	—			
	生粃	—	—			
	麦発酵粗飼料	—	—			
	稲わら(畜産利用に限る)	—	—			
	麦わら(畜産利用に限る)	—	—			
子実用トウモロコシ	—	—				
大豆WCS	—	—				

永年生牧草(新規利用)の利用について

- ・ 除染(草地更新)が完了した牧草地で生産された永年生牧草については、個別にモニタリング検査を実施し、流通及び利用の可否を判断します。
- ・ 1番草のモニタリング検査結果が飼料の暫定許容値 100Bq/kg 以下となった場合は、そのほ場の牧草について流通・利用の自粛が解除されますが、30Bq/kg(水分80%換算)を上回った場合には、2番草以降の再生草についても検査を行い、暫定許容値以下であることを確認する必要があります。
- ・ 除染が完了した牧草地で検査が未実施の方は、各市町村、普及所までご連絡ください。

●永年生牧草(個別判断で利用解除済みのほ場)の利用及び地域検査について

- ・ 令和7年度以前のモニタリング検査で、既に利用可能と判断された牧草地(個別判断で利用解除済みのほ場)については、新たに令和8年度の検査は実施せずに利用することができます。
- ・ 個別判断で利用解除済みのほ場については、安全性を確認するために1市町村あたり原則3点でモニタリング検査(地域検査)を実施します。

●単年生飼料作物(地域判断)の利用について

- ・ 1市町村あたり原則3点でモニタリング検査を実施します。

●放牧地の牧草について

- ・ 放牧地の利用は、永年生牧草地と同様に、除染(草地更新)が完了した放牧地ごとに、個別に牧草のモニタリングを実施し利用の可否を判断します。
- ・ 放牧の場合、単一の牧草のみを多量に摂取することになるため、毎年放牧を開始する前に安全性確認のため牧草の自主検査を行ってください。自主検査の実施については各市町村や普及所に相談してください。

自給飼料を生産している方は、モニタリング検査へのご協力をよろしくお願いいたします。

2 畜産分野におけるスマート農業について

農業の各分野でスマート農業への取り組みが進められており、畜産分野においては分娩監視システムや発情発見システム、搾乳ロボット、自動給餌ロボット、肉用牛のAI超音波肉質診断技術などが導入されています。

肉用牛繁殖経営や酪農経営において、分娩事故は経営損失が最も大きいと、分娩予定日が近づくと夜間でも頻繁な牛の観察が必要となりますが、冬場や牛舎と自宅が離れている場合などは特に肉体的負担が大きくなります。

分娩監視カメラは、牛舎に設置し自宅のパソコンやスマートフォンなどを活用して、いつでも、どこからでも牛舎の様子が確認でき、省力化や効率化につながります。分娩兆候の確認や分娩発見の遅れによる事故防止に特に有効で、飼養管理の負担を軽減する技術として導入が進んでいます。